

公表版

静岡県卸売市場関係資料

(令和6年度 青果・花き編)

令和8年3月

静岡県経済産業部農業局農業戦略課

目 次

I 卸売市場の概要

1 総括	
(1) 卸売市場数	1
(2) 組織形態別開設者数	1
(3) 組織形態別卸売業者数	1
2 卸売市場の概要	
(1) 用地面積の規模別市場数	1
(2) 卸売場の規模別市場数	1
(3) 取扱金額の規模別市場数	1
3 卸売業者の概要	
(1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数	2
(2) 資本金の規模別卸売業者数	2
(3) 取扱金額の規模別卸売業者数	2
(4) 手数料別の卸売業者数	2
(5) 卸売業者の経営状況等	3
4 入荷の形態	
(1) 青果	4
(2) 花き	7
5 販売の形態	8
6 販売先の状況	8

II 卸売市場の推移

1 青果卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	9
(2) 認定市場における総取扱金額の推移	9
(3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移	10
(4) 認定市場(中央+地方)における青果取扱数量・金額の推移	10
(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	11
(6) 認定市場における買付比率の推移	13
(7) 認定市場における販売方法の推移	13
(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	13
(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	13
2 花き卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	14
(2) 認定市場における品目別取扱金額の推移	14
(3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	15
(4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	15
(5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	15

III 卸売業者別の状況

1 青果	
(1) 市場別卸売業者の概要	16
2 花き	
(1) 市場別卸売業者の概要	18
3 県内卸売市場配置図(青果・花き)	19

IV 参考

1 卸売市場法	20
2 卸売市場に関する基本方針	29
3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領	32

I 卸売市場の概要

1 総括

(1) 卸売市場数（令和7年3月現在）

市場区分	総合市場 (青果・水産物) (中央)	青果市場 (地方)	花き市場 (地方)	計
市場数	2	13	3	18

(2) 組織形態別開設者数（令和7年3月現在）

市場区分	区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央	青果	2							2
地方	青果			1		12			13
	花き					3			3
計		2		1		15			18

(3) 組織形態別卸売業者数（令和7年3月現在）

市場区分	区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央	青果					3			3
地方	青果			1		12			13
	花き					3			3
計				1		18			19

2 卸売市場の概要

(1) 用地面積の規模別市場数

市場区分	用地面積	500 ㎡ 未満	500 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	2500 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	3500 ㎡ 以上	4000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	20000 ㎡ 以上	30000 ㎡ 以上	40000 ㎡ 以上	計
		中央	青果													
地方	青果					2	1	1		2	4	1	2			13
	花き										1	2				3
計						2	1	1		2	5	3	2		2	18

(2) 卸売場の規模別市場数

市場区分	卸売場面積	200 ㎡ 未満	200 ㎡ 以上	300 ㎡ 以上	330 ㎡ 以上	500 ㎡ 以上	700 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1200 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	1700 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	7000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	計
		中央	青果														
地方	青果	1				2	1	3	1	1	1	1	1		1		13
	花き					1		1				1					3
計		1				3	1	4	1	1	1	2	1		1	2	18

(3) 取扱金額の規模別市場数

市場区分	取扱金額	取扱 実績 なし	5000 万円 未満	5000 万円 以上	1億円 以上	2億円 以上	3億円 以上	5億円 以上	7億円 以上	10億 円 以上	15億 円 以上	20億 円 以上	50億 円 以上	100億 円 以上	150億 円 以上	無回答	計
		中央	青果													1	1
地方	青果		1	1	2	1	2	1	1	1	1		1	1			13
	花き										1	2					3
計			1	1	2	1	2	1	1	1	2	2	1	2	1		18

3 卸売業者の概要

(1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数

業者区分		従業員数							計
		5人以下	6~9人	10~30人	31~50人	51~70人	71~100人	101人以上	
中央	青果						3		3
地方	青果	2	5	4	1	1			13
	花き				1	2			3
計		2	5	4	2	3	3		19

(2) 資本金の規模別卸売業者数

業者区分		資本金											計	
		100万円以下	200万円以下	500万円以下	700万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	10,000万円以下	50,000万円以下		50,000万円以上
中央	青果								1		2			3
地方	青果			1		3	1	2	3	1	2			13
	花き										3			3
計				1		3	1	2	4	1	7			19

(3) 取扱金額の規模別卸売業者数

業者区分		取扱実績なし	取扱金額												無回答	計	
			5000万円未満	5000万円以上	1億円以上	2億円以上	3億円以上	5億円以上	7億円以上	10億円以上	15億円以上	20億円以上	50億円以上	100億円以上			150億円以上
中央	青果														3		3
地方	青果		1	1	2	1	2	1	1	1	1		1	1			13
	花き											1	2				3
計			1	1	2	1	2	1	1	1	2	2	1	4			19

(4) 手数料別の卸売業者数

業者区分		品目別手数料	野菜						無回答	計
			7%未満	7%以上	8%以上	8.5%	8.6%以上	9%以上		
中央	青果						3			3
地方	青果			1	9	1			2	13
	花き									

業者区分		品目別手数料	果物					計
			7%未満	7%	7.1%以上	8%以上	9%以上	
中央	青果			3				3
地方	青果			4		7	2	13
	花き							

業者区分		品目別手数料	花き					無回答	計
			7%未満	7%以上	8%以上	9%以上	10%以上		
中央	青果								
地方	青果								
	花き						3	3	

注：手数料については、各業者からの報告の最高手数料率により分類した。

(5) 卸売業者の経営状況等

区分		売上総利益率 < 売上総利益 / 総売上高 (=取扱高) >											
		△5%未満	△5%以上 △3%未満	△3%以上 △1%未満	△1%以上 0%未満	0%以上	1%以上	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	無回答	計
中央	青果								2	1			3
地方	青果								1	1	11		13
	花き										3		3
計								3	2	14		19	

区分		出荷奨励金交付率 < 出荷奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	7				6		13
	花き	2		1				3
計		9	3	1		6		19

区分		完納奨励金交付率 < 完納奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	7				6		13
	花き	2		1				3
計		9	3	1		6		19

区分		人件費率 < 人件費 / 総売上高 (=取扱高) >										
		1%未満	1%以上	1.5%以上	2%以上	2.5%以上	3%以上	3.5%以上	4%以上	5%以上	無回答	計
中央	青果					3						3
地方	青果	1					1		4	7		13
	花き									3		3
計		1				3	1		4	10		19

区分		当期利益率 < 当期純利益 / 総売上高 (=取扱高) >												
		△10%未満	△10%以上	△5%以上	△3%以上	△1%以上	△0.5%以上	0%以上	0.5%以上	1%以上	3%以上	5%以上	10%以上	無回答
中央	青果							3						3
地方	青果	1			2		1	3	1	4	1			13
	花き						1	2						3
計		1			2		2	8	1	4	1			19

4 入荷の形態
(1) 青果
中央卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	2,759	39	2,798	159		159			2,918	39	2,957	
		百万円	520	13	533	21		21			541	13	554	
	果実	トン	1,268	18	1,286	89		89			1,357	18	1,375	
		百万円	466	22	488	25	1	26			491	23	514	
商人又 は商社	野菜	トン	1,390	722	2,112	8,206	17,396	25,602	433	901	1,334	10,029	19,019	29,048
		百万円	935	164	1,099	2,399	4,813	7,212	138	314	452	3,472	5,291	8,763
	果実	トン	336	173	509	1,858	1,229	3,087		6,662	6,662	2,194	8,064	10,258
		百万円	121	78	199	770	779	1,549		2,138	2,138	891	2,995	3,886
任意 組合	野菜	トン	6,138		6,138	1,360	30	1,390				7,498	30	7,528
		百万円	979		979	269	15	284				1,248	15	1,263
	果実	トン	348	20	368	349	5	354				697	25	722
		百万円	115	26	141	134	6	140				249	32	281
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	5,538	380	5,918	34,036	2,421	36,457				39,574	2,801	42,375
		百万円	2,763	66	2,829	8,386	393	8,779				11,149	459	11,608
	果実	トン	6,108	62	6,170	4,811	569	5,380				10,919	631	11,550
		百万円	4,133	60	4,193	3,326	269	3,595				7,459	329	7,788
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン		635	635	657	788	1,445				657	1,423	2,080
		百万円		214	214	256	253	509				256	467	723
	果実	トン		239	239	130	342	472		223	223	130	804	934
		百万円		153	153	61	233	294		114	114	61	500	561
中央卸 売市場 以外の 市場から の転送	野菜	トン		65	65		1,617	1,617		8	8		1,690	1,690
		百万円		34	34		776	776		6	6		816	816
	果実	トン		181	181		195	195		38	38		414	414
		百万円		134	134		114	114		20	20		268	268
その他	野菜	トン	9	8,054	8,063	4	3,767	3,771		17	17	13	11,838	11,851
		百万円	11	1,846	1,857	7	720	727	1	19	20	19	2,585	2,604
	果実	トン		1,695	1,695		1,110	1,110		356	356		3,161	3,161
		百万円		1,066	1,066		778	778		19	19		1,863	1,863
合計	野菜	トン	15,834	9,895	25,729	44,422	26,019	70,441	433	926	1,359	60,689	36,840	97,529
		百万円	5,208	2,337	7,545	11,338	6,970	18,308	139	339	478	16,685	9,646	26,331
	果実	トン	8,060	2,388	10,448	7,237	3,450	10,687		7,279	7,279	15,297	13,117	28,414
		百万円	4,835	1,539	6,374	4,316	2,180	6,496		2,291	2,291	9,151	6,010	15,161

地方卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	10,653	351	11,004	892	1,320	2,212	3	41	44	11,548	1,712	13,260
		百万円	2,786	92	2,878	238	469	707	2	12	14	3,026	573	3,599
	果実	トン	3,736	155	3,891	265	434	699		102	102	4,001	691	4,692
		百万円	1,637	80	1,717	116	282	398		64	64	1,752	426	2,178
商人又 は商社	野菜	トン	1,294	458	1,752	3,743	7,010	10,753	87	424	511	5,124	7,892	13,016
		百万円	445	188	633	1,045	2,015	3,060	45	173	218	1,535	2,376	3,911
	果実	トン	126	133	259	1,100	745	1,845	54	1,078	1,132	1,280	1,956	3,236
		百万円	64	67	131	539	367	906	21	459	480	624	893	1,517
任意 組合	野菜	トン	981	33	1,014	260	447	707				1,241	480	1,721
		百万円	234	9	243	48	91	139				282	100	382
	果実	トン	500	5	505	250	56	306				750	61	811
		百万円	419	3	422	218	25	243				637	28	665
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	3,602	125	3,727	5,195	2,273	7,468				8,797	2,398	11,195
		百万円	1,561	91	1,652	1,535	414	1,949				3,096	505	3,601
	果実	トン	2,080	9	2,089	875	81	956				2,955	90	3,045
		百万円	1,262	5	1,267	682	59	741				1,944	64	2,008
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン	107	442	549	422	3,998	4,420	10	157	167	539	4,597	5,136
		百万円	21	99	120	131	1,715	1,846	3	53	56	155	1,867	2,022
	果実	トン	118	691	809	109	2,184	2,293	3	68	71	230	2,943	3,173
		百万円	43	396	439	36	1,390	1,426	1	35	36	80	1,821	1,901
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	野菜	トン	286	73	359	235	1,198	1,433		16	16	521	1,287	1,808
		百万円	88	24	112	70	286	356		5	5	158	315	473
	果実	トン	151	38	189	128	245	373	8	3	11	287	286	573
		百万円	75	47	122	79	162	241	6	1	7	160	210	370
その他	野菜	トン	137		137		546	546				137	546	683
		百万円	30		30		148	148				30	148	178
	果実	トン	42	18	60		75	75				42	93	135
		百万円	15	5	20		45	45				15	50	65
合計	野菜	トン	17,060	1,482	18,542	10,747	16,792	27,539	100	638	738	27,907	18,912	46,819
		百万円	5,165	503	5,668	3,067	5,138	8,205	50	243	293	8,282	5,884	14,166
	果実	トン	6,753	1,049	7,802	2,727	3,820	6,547	65	1,251	1,316	9,545	6,120	15,665
		百万円	3,515	603	4,118	1,670	2,330	4,000	28	559	587	5,212	3,492	8,704

全体（中央＋地方）

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	13,412	390	13,802	1,051	1,320	2,371	3	41	44	14,466	1,751	16,217
		百万円	3,306	105	3,411	259	469	728	2	12	14	3,567	586	4,153
	果実	トン	5,004	173	5,177	354	434	788		102	102	5,358	709	6,067
		百万円	2,103	102	2,205	141	283	424		64	64	2,243	449	2,692
商人又 は商社	野菜	トン	2,684	1,180	3,864	11,949	24,406	36,355	520	1,325	1,845	15,153	26,911	42,064
		百万円	1,380	352	1,732	3,444	6,828	10,272	183	487	670	5,007	7,667	12,674
	果実	トン	462	306	768	2,958	1,974	4,932	54	7,740	7,794	3,474	10,020	13,494
		百万円	185	145	330	1,309	1,146	2,455	21	2,597	2,618	1,515	3,888	5,403
任意 組合	野菜	トン	7,119	33	7,152	1,620	477	2,097				8,739	510	9,249
		百万円	1,213	9	1,222	317	106	423				1,530	115	1,645
	果実	トン	848	25	873	599	61	660				1,447	86	1,533
		百万円	534	29	563	352	31	383				886	60	946
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	9,140	505	9,645	39,231	4,694	43,925				48,371	5,199	53,570
		百万円	4,324	157	4,481	9,921	807	10,728				14,245	964	15,209
	果実	トン	8,188	71	8,259	5,686	650	6,336				13,874	721	14,595
		百万円	5,395	65	5,460	4,008	328	4,336				9,403	393	9,796
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン	107	1,077	1,184	1,079	4,786	5,865	10	157	167	1,196	6,020	7,216
		百万円	21	313	334	387	1,968	2,355	3	53	56	411	2,334	2,745
	果実	トン	118	930	1,048	239	2,526	2,765	3	291	294	360	3,747	4,107
		百万円	43	549	592	97	1,623	1,720	1	149	150	141	2,321	2,462
中央卸 売市場 以外の 市場から の転送	野菜	トン	286	138	424	235	2,815	3,050		24	24	521	2,977	3,498
		百万円	88	58	146	70	1,062	1,132		11	11	158	1,131	1,289
	果実	トン	151	219	370	128	440	568	8	41	49	287	700	987
		百万円	75	181	256	79	276	355	6	21	27	160	478	638
その他	野菜	トン	146	8,054	8,200	4	4,313	4,317		17	17	150	12,384	12,534
		百万円	41	1,846	1,887	7	868	875	1	19	20	49	2,733	2,782
	果実	トン	42	1,713	1,755		1,185	1,185		356	356	42	3,254	3,296
		百万円	15	1,071	1,086		823	823		19	19	15	1,913	1,928
合計	野菜	トン	32,894	11,377	44,271	55,169	42,811	97,980	533	1,564	2,097	88,596	55,752	144,348
		百万円	10,373	2,840	13,213	14,405	12,108	26,513	189	582	771	24,967	15,530	40,497
	果実	トン	14,813	3,437	18,250	9,964	7,270	17,234	65	8,530	8,595	24,842	19,237	44,079
		百万円	8,350	2,142	10,492	5,986	4,510	10,496	28	2,850	2,878	14,363	9,502	23,865

(2) 花 き
地方卸売市場

区分 入荷先	品目	換算しない実数 (千本)(千鉢)(千本) 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			計		
			委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
個人 生産者	切花	千本	6,091	199	6,290	12,102		12,102				18,193	199	18,392
		百万円	654	95	749	939	2	941				1,593	97	1,690
	鉢物	千鉢	2,633		2,633	4,441	14	4,455				7,074	14	7,088
		百万円	248	11	259	1,300	36	1,336				1,548	47	1,595
	花木	千本												
		百万円												
商人又 は商社	切花	千本				241		241	14,116	171	14,287	14,357	171	14,528
		百万円				20		20	849	72	921	869	72	941
	鉢物	千鉢				4		4				4		4
		百万円				2		2				2		2
	花木	千本												
		百万円												
任意 組合	切花	千本				1,005		1,005				1,005		1,005
		百万円				348		348				348		348
	鉢物	千鉢				196		196				196		196
		百万円				49		49				49		49
	花木	千本												
		百万円												
協同組 合及び 同連合 会	切花	千本	3,734		3,734	26,012		26,012				29,746		29,746
		百万円	258	4	262	1,957	378	2,335				2,215	382	2,597
	鉢物	千鉢				298		298				298		298
		百万円				74	6	80				74	6	80
	花木	千本												
		百万円												
中央卸 売市場 からの 転送	切花	千本				409		409				409		409
		百万円				48		48				48		48
	鉢物	千鉢												
		百万円					1	1					1	1
	花木	千本												
		百万円												
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	切花	千本				214	2	216				214	2	216
		百万円				26	30	56				26	30	56
	鉢物	千鉢				29	18	47				29	18	47
		百万円				9	11	20				9	11	20
	花木	千本												
		百万円												
その他	切花	千本	23		23	30		30				53		53
		百万円	1		1	8		8				9		9
	鉢物	千鉢	10		10							10		10
		百万円												
	花木	千本	1		1	5		5				6		6
		百万円	1		1	7		7				8		8
合計	切花	千本	9,848	199	10,047	40,013	2	40,015	14,116	171	14,287	63,977	372	64,349
		百万円	913	99	1,012	3,346	410	3,756	849	72	921	5,108	581	5,689
	鉢物	千鉢	2,643		2,643	4,968	32	5,000				7,611	32	7,643
		百万円	248	11	259	1,434	54	1,488				1,682	65	1,747
	花木	千本	1		1	5		5				6		6
		百万円	1		1	7		7				8		8

5 販売の形態

(1) 中央卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	6,029	1,047	225	192	23,291	6,668			67,984	18,424	97,529	26,331
果実	972	551	104	30	12,668	6,586			14,670	7,994	28,414	15,161
計		1,598		222		13,254				26,418		41,492

(2) 地方卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	12,208	3,323	5,170	1,521	28,078	9,019	1,005	216	359	87	46,820	14,166
果実	4,680	2,284	1,714	970	9,031	5,356	145	57	95	37	15,665	8,704
花き	13,948	1,047	8,494	1,200	49,558	4,622				575	72,000	7,444
計		6,654		3,691		18,997		273		699		30,314

(3) 全体

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	18,237	4,370	5,395	1,713	51,369	15,687	1,005	216	68,343	18,511	144,349	40,497
果実	5,652	2,835	1,818	1,000	21,699	11,942	145	57	14,765	8,031	44,079	23,865
花き	13,948	1,047	8,494	1,200	49,558	4,622				575	72,000	7,444
計		8,252		3,913		32,251		273		27,117		71,806

6 販売先の状況

(1) 中央卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	18,137	4,023	4,171	26,331
果実	8,652	3,538	2,972	15,162
計	26,789	7,561	7,143	41,493

(2) 地方卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	541	12,947	674	14,162
果実	79	7,656	974	8,709
花き	128	6,922	445	7,495
計	748	27,525	2,093	30,366

(3) 全体

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	18,678	16,970	4,845	40,493
果実	8,731	11,194	3,946	23,871
花き	128	6,922	445	7,495
計	27,537	35,086	9,236	71,859

Ⅱ 卸売市場の推移

1 青果卸売市場

(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
中央市場	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
地方市場	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13
その他市場	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	21	22	21	22	16	17	16	17	16	17	15	16	15	16

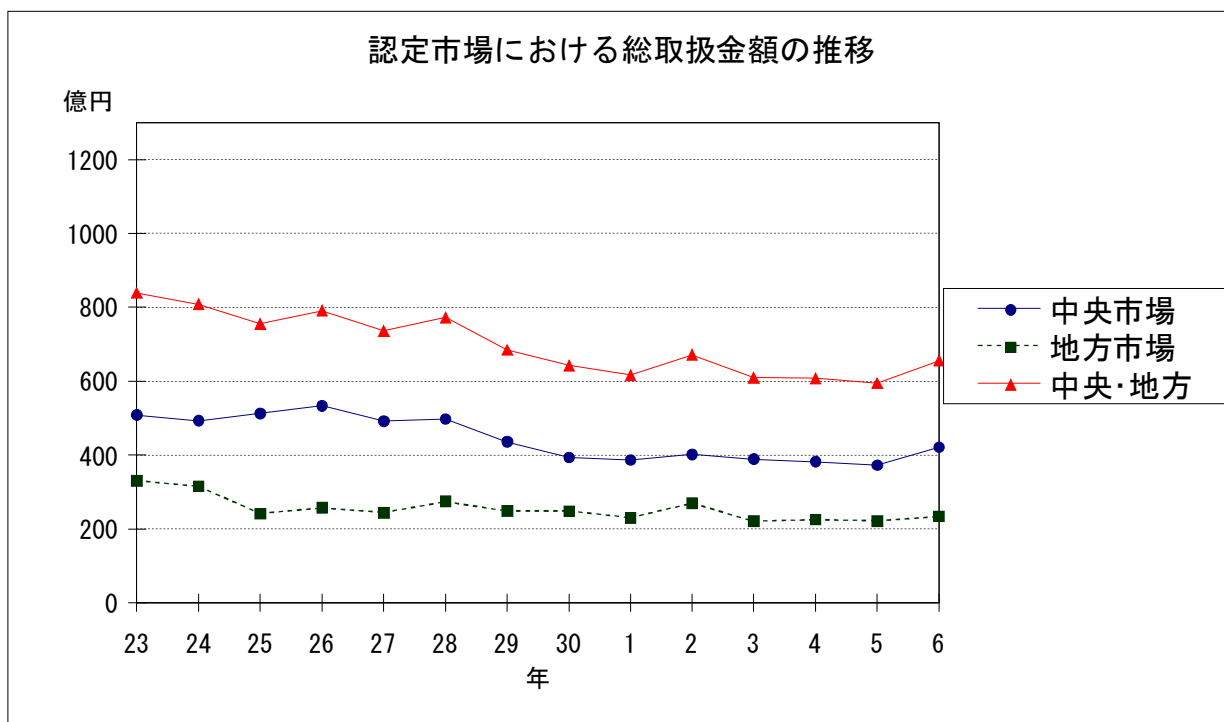
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

(2) 認定市場における総取扱金額の推移

単位：億円

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央市場	508	493	513	534	492	498	436	394	387	402	389	382	372	421
地方市場	330	315	241	257	244	274	249	248	230	270	221	225	222	234
合計	838	808	754	791	736	772	685	642	617	672	610	607	594	655

注：野菜、果実以外の従たる品目の取扱金額を含む



(3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移

単位：％

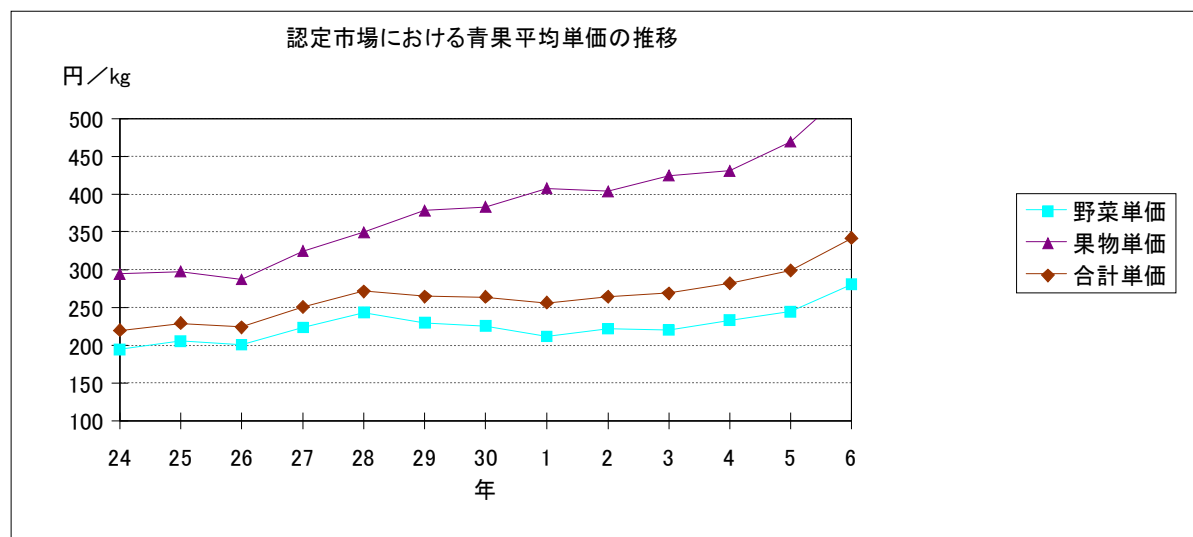
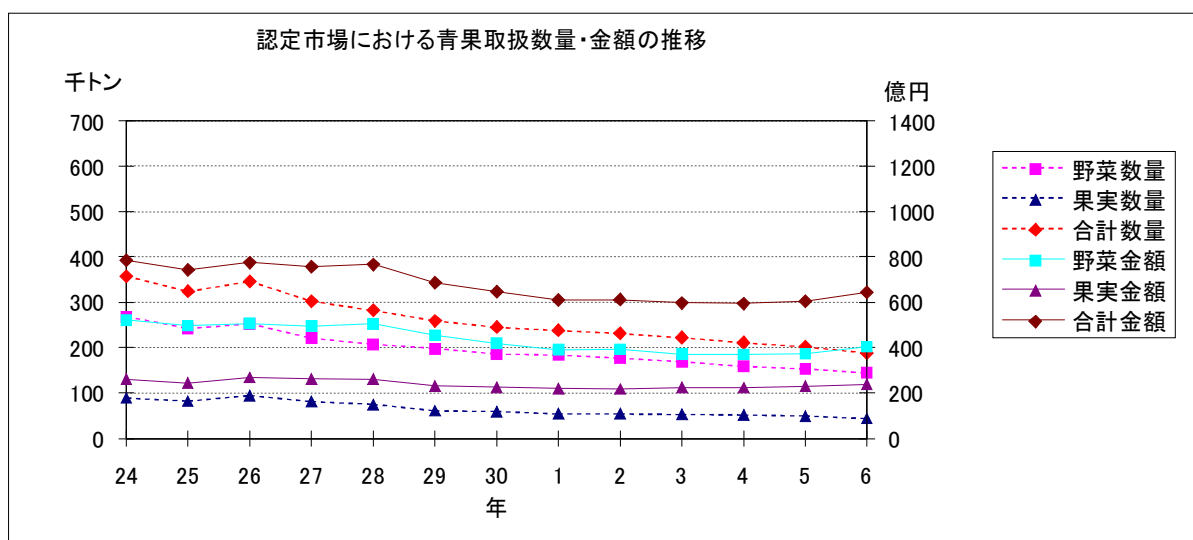
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央市場	67	65	64	61	63	60	64	63	63	64
地方市場	33	35	36	39	37	40	36	37	37	36
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：小数点1位を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

(4) 認定市場（中央＋地方）における青果取扱数量・金額の推移

単位：千トン、億円、円/kg

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
野菜	数量	268	242	252	221	207	198	186	184	177	169	159	153	144
	金額	522	498	505	494	504	455	420	390	393	372	371	374	405
	平均単価	195	206	200	224	243	230	226	212	222	220	233	244	281
果実	数量	89	82	94	81	75	61	59	54	54	53	52	49	44
	金額	262	244	270	263	262	231	226	220	218	225	224	230	239
	平均単価	294	298	287	325	349	379	383	407	404	425	431	469	541
合計	数量	357	324	346	302	282	259	245	238	231	222	211	202	188
	金額	784	742	775	757	766	686	646	610	611	597	595	604	644
	平均単価	220	229	224	251	272	265	264	256	265	269	282	299	342



(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

ア 野菜

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
中央市場	県内産	地場	6.2	6.2	5.6	5.7	5.7	5.3	5.7
		系統	9.9	13.3	10.5	11.7	12.2	10.6	10.7
		転送	1.6	1.8	4.9	1.2	1.1	1.1	0.9
		その他	6.0	7.2	7.9	9.1	10.3	11.5	11.2
		小計	23.7	28.6	28.9	27.7	29.2	28.5	28.7
	県外産	系統	39.0	34.8	37.6	37.1	33.7	35.2	33.3
		転送	8.5	8.3	3.9	5.1	5.3	5.1	4.9
		その他	28.8	28.3	29.6	30.0	31.7	31.1	33.1
		小計	76.3	71.4	71.1	72.3	70.8	71.5	71.3
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
地方市場	県内産	地場	23.5	23.8	23.2	23.4	22.9	22.5	22.0
		系統	9.5	10.5	10.2	10.8	11.2	11.3	11.7
		転送	2.7	2.7	2.6	2.2	2.6	2.1	1.6
		その他	5.1	4.8	4.0	4.3	3.8	3.7	4.7
		小計	40.9	41.7	40.0	40.7	40.5	39.6	40.0
	県外産	系統	14.0	15.0	14.1	14.9	13.9	14.4	13.8
		転送	16.5	15.2	15.7	15.3	13.9	16.6	16.0
		その他	28.6	28.1	30.1	29.1	31.7	29.4	30.3
		小計	59.1	58.3	60.0	59.3	59.5	60.4	60.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
中央・地方 合計	県内産	地場	12.6	12.5	12.1	12.0	12.1	11.5	11.4
		系統	9.8	12.3	10.4	11.4	11.8	10.9	11.1
		転送	2.0	2.2	4.0	1.5	1.6	1.5	1.2
		その他	5.7	6.4	6.5	7.4	7.9	8.7	8.9
		小計	30.1	33.3	33.0	32.4	33.4	32.5	32.6
	県外産	系統	29.7	27.7	29.0	29.2	26.4	27.7	26.5
		転送	11.4	10.8	8.2	8.8	8.5	9.2	8.8
		その他	28.7	28.2	29.8	29.7	31.7	30.5	32.1
		小計	69.9	66.7	67.0	67.6	66.6	67.5	67.4
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

イ 果 実

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
中央市場	県内産	地場	5.9	5.1	4.9	4.9	4.6	4.5	4.1
		系統	33.1	31.0	30.5	29.9	29.6	29.4	27.7
		転送	4.5	3.7	5.5	1.3	1.7	1.8	1.9
		その他	1.6	2.4	4.3	7.5	8.5	8.4	8.3
		小計	45.2	42.2	45.2	43.5	44.4	44.1	42.0
	県外産	系統	25.5	26.2	24.3	24.2	23.6	22.9	23.7
		転送	5.3	6.4	4.1	3.4	3.8	3.3	3.6
		その他	24.0	25.2	26.4	28.9	28.2	29.6	30.7
		小計	54.8	57.8	54.8	56.5	55.6	55.9	58.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
地方市場	県内産	地場	21.6	22.1	22.2	23.4	24.9	24.0	24.6
		系統	16.1	15.4	15.2	14.3	15.7	16.3	14.6
		転送	7.1	5.9	6.4	7.5	7.4	6.9	6.4
		その他	2.7	2.5	1.8	2.0	1.6	1.8	1.7
		小計	47.4	46.0	45.6	47.3	49.6	49.0	47.3
	県外産	系統	9.5	9.2	8.4	8.7	8.1	8.4	8.5
		転送	19.9	21.3	20.2	20.8	18.0	18.5	19.6
		その他	23.1	23.4	25.8	23.2	24.3	24.1	24.5
		小計	52.6	54.0	54.4	52.7	50.4	51.0	52.7
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
中央・地方 合計	県内産	地場	11.7	11.4	11.4	11.7	12.0	11.5	11.6
		系統	26.8	25.2	24.8	24.2	24.6	24.7	22.9
		転送	5.5	4.5	5.8	3.5	3.8	3.6	3.6
		その他	2.0	2.4	3.4	5.5	6.0	6.1	5.9
		小計	46.0	43.6	45.3	44.9	46.3	45.9	44.0
	県外産	系統	19.5	19.9	18.4	18.5	17.9	17.7	18.2
		転送	10.8	11.9	10.1	9.8	9.0	8.8	9.4
		その他	23.7	24.5	26.2	26.8	26.8	27.6	28.4
		小計	54.0	56.4	54.7	55.1	53.7	54.1	56.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。

(6) 認定市場における買付比率の推移

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中央	野菜	33.0	33.2	34.8	35.7	35.9	35.5	36.6
	果実	30.8	32.3	34.7	35.8	37.1	37.6	39.6
	合計	36.0	32.2	32.9	34.8	35.7	36.3	37.7
地方	野菜	37.1	37.2	40.5	39.3	41.3	40.5	41.5
	果実	37.5	38.7	41.3	38.4	36.4	35.8	40.1
	合計	35.7	37.2	37.8	40.8	38.9	38.7	41.0
合計	野菜	34.5	34.6	36.9	37.0	37.9	37.3	38.3
	果実	33.3	34.7	37.1	36.7	36.8	36.9	39.8
	合計	35.9	34.1	34.7	37.0	36.9	37.2	38.9

(7) 認定市場における販売方法の推移

ア 中央

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
野菜	せり	13.5	15.5	12.9	13.1	13.4	14.2	4.0
	相対	86.5	84.5	87.1	86.9	86.6	85.8	96.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	15.3	15.8	19.2	18.8	18.2	19.5	3.6
	相対	84.7	84.2	80.8	81.2	81.8	80.5	96.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 地方

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
野菜	せり	28.5	28.3	26.0	26.9	24.4	24.0	23.5
	相対	71.5	71.7	74.0	73.1	75.6	76.0	76.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	30.4	28.2	27.4	29.1	28.6	28.4	26.2
	相対	69.6	71.8	72.6	70.9	71.4	71.6	73.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 「相対」は「I卸売市場の概要」中「5販売の形態」の相対（先取り）、相対（予約・注文）、相対（定価）、相対（その他）の合計

(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
100億円以上	4	3	3	3	4	4	4
20億円以上～100億円未満	2	3	4	2	1	1	1
20億円未満	12	12	10	12	12	11	11
計	18	18	17	17	17	16	16

(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％，百万円

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
売上総利益率	中央	6.58	6.44	6.46	6.28	6.22	6.88	6.40
	地方	10.10	10.26	8.83	10.57	10.45	10.49	10.91
	計	7.55	7.94	7.86	7.41	7.83	8.23	8.01
営業利益率	中央	0.02	-0.17	0.41	0.16	0.03	0.13	0.25
	地方	0.32	-0.03	0.07	-0.06	0.09	-0.05	0.22
	計	0.23	0.13	-0.12	0.27	0.08	0.06	0.24
従業員1人当り年間取扱金額	中央	158	162	172	168	165	166	182
	地方	100	91	97	91	92	105	108
	計	142	129	126	131	129	136	146

* 売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

2 花き卸売市場

(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
地方市場	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他市場	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	6	5	6	5	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

注：市場数には分場数を含む。また、その他市場のうち1市場の開設者・卸売業者は、地方市場の開設者・卸売業者でもある。

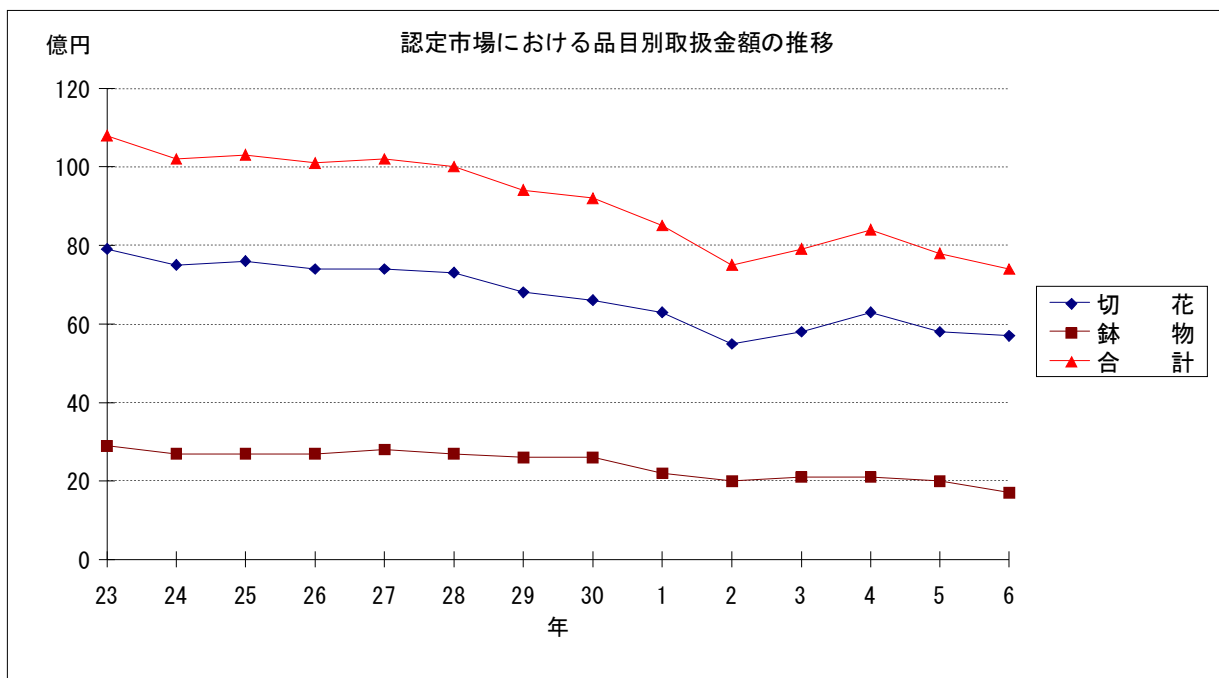
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

(2) 認定市場における品目別取扱金額の推移

単位：億円

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
切花	79	75	76	74	74	73	68	66	63	55	58	63	58	57
鉢物	29	27	27	27	28	27	26	26	22	20	21	21	20	17
その他(花木)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	108	102	103	101	102	100	94	92	85	75	79	84	78	74

(注) 「その他」については花木のみのため、「市場別卸売業者の概要」中の数値とは異なる



(3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

ア 切花

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
県内産	地場	15.7	16.1	14.8	14.9	14.6	14.0	13.2
	系統	6.3	6.4	5.8	6.0	5.9	6.3	4.6
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.4	0.6	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0
	小計	22.4	23.1	21.1	21.0	20.5	20.3	17.8
県外産	系統	41.5	41.9	43.4	42.0	42.0	39.5	41.0
	転送	1.5	1.6	1.5	2.0	1.5	1.9	1.8
	その他	34.6	33.4	34.1	35.0	36.0	38.3	39.3
	小計	77.6	76.9	78.9	79.0	79.5	79.7	82.2
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 鉢物

単位：％

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
県内産	地場	21.4	23.3	22.1	22.1	22.2	14.6	14.8
	系統	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	21.4	23.3	22.2	22.1	22.2	14.6	14.8
県外産	系統	4.9	1.3	1.0	1.1	1.3	9.7	4.6
	転送	1.7	1.7	3.4	2.5	1.2	3.4	1.2
	その他	71.9	73.6	73.4	74.2	75.3	72.3	79.4
	小計	78.6	76.7	77.8	77.9	77.8	85.4	85.2
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* (注1) 地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

* (注2) 小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。

(4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
20億円以上	2	2	2	2	2	2	2
20億円未満	1	1	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3

(5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％，百万円

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
売上総利益率	10.95	11.27	11.20	11.02	10.98	11.30	10.99
営業利益率	-0.43	-0.28	0.05	0.41	0.49	-0.44	-0.73
従業員1人当り年間取扱金額	49.41	46.25	44.67	48.98	51.14	49.74	48.59

(注) 売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

Ⅲ 卸売業者別の状況

1 青果

(1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 (開設者名)	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資本金 (百万円)	上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	輸入品 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	施設規模(m ²)			仲 卸 業 者	買受人 ()内は 常時再掲
									野菜	果実	その他	計			用地	卸売場	駐車場		
中央	1	静岡市中央卸売市場 (静岡市)	公設	(〒420-0922) 静岡市葵区流 通センター1- 1	静岡V F株 代表取締役社長 関原 秀夫	〈054〉 263-3021 261-6094	5:00	80	39,210	5,659	373	45,242	23.6	2.0	173,961	17,120	44,296	11	160
								75	10,590	3,088	184	13,862	41.0	7.7					(75)
中央	2	浜松市中央卸売市場 (浜松市)	公設	(〒435-0023) 浜松市中央区 新貝町239-1	棚浜中 代表取締役社長 山下 茂春	〈053〉 427-7051 427-7167	6:30	30	24,107	12,668	891	37,666	24.7	2.6	165,068	24,727	63,700	11	260
								74	6,841	6,586	188	13,615	39.3	15.3					(95)
中央	3				浜松青果株 代表取締役社長 松井 英司	〈053〉 427-7000 427-7031	6:30	60	34,212	10,087	857	45,156	37.7	1.0					168
								83	8,900	5,487	281	14,668	45.9	19.1					(97)
中央小計								170	97,529	28,414	2,121	128,064	28.5	1.8	/			22	588
								232	26,331	15,161	653	42,145	44.1	14.9					(267)
地方	1	〔地〕下田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒415-0037) 下田市敷根4- 15	棚下田青果 代表取締役社長 中村 良彦	〈0558〉 971-2500 22-6650	8:00	20	232	132	14	378	15.7	4.9	2,550	829	1,578		28
								7	102	52	12	166	25.0	17.3					(20)
地方	2	〔地〕三島青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒411-0015) 三島市市山新 田144-1	三島青果株 代表取締役 宮澤 誠	〈055〉 971-2500 971-2958	7:00	30	12,429	4,695	470	17,594	42.7	1.9	10,707	3,313	6,347		165
								42	3,977	2,719	186	6,882	37.5	10.1					(128)
地方	3	〔地〕東海青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒419-0124) 田方郡函南町 塚本743-1	東海食品青果株 代表取締役社長 井村 大輔	〈055〉 979-4300 979-4305	7:30	18	706	417	52	1,175	44.0	3.0	7,035	1,168	143		93
								7	234	308	11	553	17.9	10.7					(35)
地方	4	〔地〕沼津中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒410-0312) 沼津市原 2608-56	沼津中央青果株 代表取締役社長 櫻田 光雄	〈055〉 915-2323 915-2329	5:30	90	19,627	6,060	425	26,112	30.1	1.9	27,295	7,641	14,489		237
								53	6,406	3,621	269	10,296	44.2	6.3					(151)
地方	5	岳南富士〔地〕 (卸売業者に同じ)	民設	(〒417-0031) 富士市田島 100	富士中央青果株 代表取締役社長 小林 充	〈0545〉 53-7011 53-8172	6:45	45	5,301	999		6,300	34.3	1.7	26,013	2,506	6,800	5	99
								23	1,391	482		1,873	52.0	1.0					(62)
地方	6	〔地〕富士青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒416-0908) 富士市柚木 292	株富士青果食品 市場 代表取締役 佐野 昌志	〈0545〉 61-4027 61-7336	7:00	30	531	479	54	1,064	50.0		3,064	1,313	2,006		52
								8	158	180	18	356	73.9	5.0					(13)
地方	7	〔地〕丸や焼津青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒425-0071) 焼津市三ヶ名 1100	丸や焼津青果株 代表取締役社長 原田 正博	〈054〉 628-4165 628-4167	7:30	18	1,038	225		1,263	90.7	2.7	2,495	660	961		39
								11	300	96		396	96.9						(34)
地方	8	〔地〕藤枝中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒426-0037) 藤枝市青木2 丁目8-15	株藤枝中央青果 代表取締役 村松 弘志	〈054〉 641-0416 644-3416	7:30	15	3,643	713		4,356	68.9	0.6	5,210	1,890	55		35
								25	681	277		958	79.1	2.9					(29)
地方	9	〔地〕相良青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒421-0533) 牧之原市新庄 587	株相良青果市場 代表取締役社長 永田 正之	〈0548〉 58-1288 58-1802	7:30	10	2,212	1,023	31	3,266	73.5	7.4	8,528	1,630	3,684		90
								19	675	732	44	1,451	71.7	2.7					(36)

区分	番号	市場名 開設者名	開設 区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資本 金 (百万 円)	上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	輸入品 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	施設規模(m ²)			仲 卸 業 者	買受人 ()内は 常時再掲
									従業 者数 (人)	野菜	果実	その他			計	用地	卸売場		
地方	10	〔地〕吉田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒421-0301) 椋原郡吉田町 住吉714-2	榊吉田青果市場 代表取締役 杉山 孔将	〈0548〉 32-0267 32-2005	7:30	56	190	20		210	16.7	5,196	112	3,000		26 (27)	
								7	48	8		56	78.6						10.0
地方	11	〔地〕磐田青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒438-0811) 磐田市一言 2578	磐田青果市場株 代表取締役社長 小林 麗子	〈0538〉 35-2268 35-2267	7:00	10	664	342		1,006	57.5	4,649	1,000	5,919		31 (20)	
								7	146	113		259	85.8						8.0
地方	12	〔地〕協同組合気賀青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-1305) 浜松市浜名区 細江町気賀 1656-3	協同組合気賀青 果 代表理事 野口 俊幸	〈053〉 522-0109 522-0109	7:30	4	101	461	3	565	100.0	4,214	614	1,400		13 (12)	
								4	21	94	1	116	100.0						8.0
地方	13	〔地〕湖西青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-0301) 湖西市新居町 中之郷2324	湖湖西青果市場 代表取締役 池谷 善代隆	〈053〉 594-0712 594-0712	7:30	10	146	99	15	260	59.3	2,400	1,000	1,200		18 (18)	
								3	27	22	5	54	59.1						12.0
地方小計								356	46,820	15,665	1,064	63,549	39.6	1.9				5	926 (585)
								216	14,166	8,704	546	23,416	49.0	6.6					
県合計								526	144,349	44,079	3,185	191,613	32.5	1.9				27	1,514 (852)
								448	40,497	23,865	1,199	65,561	45.9	12.0					

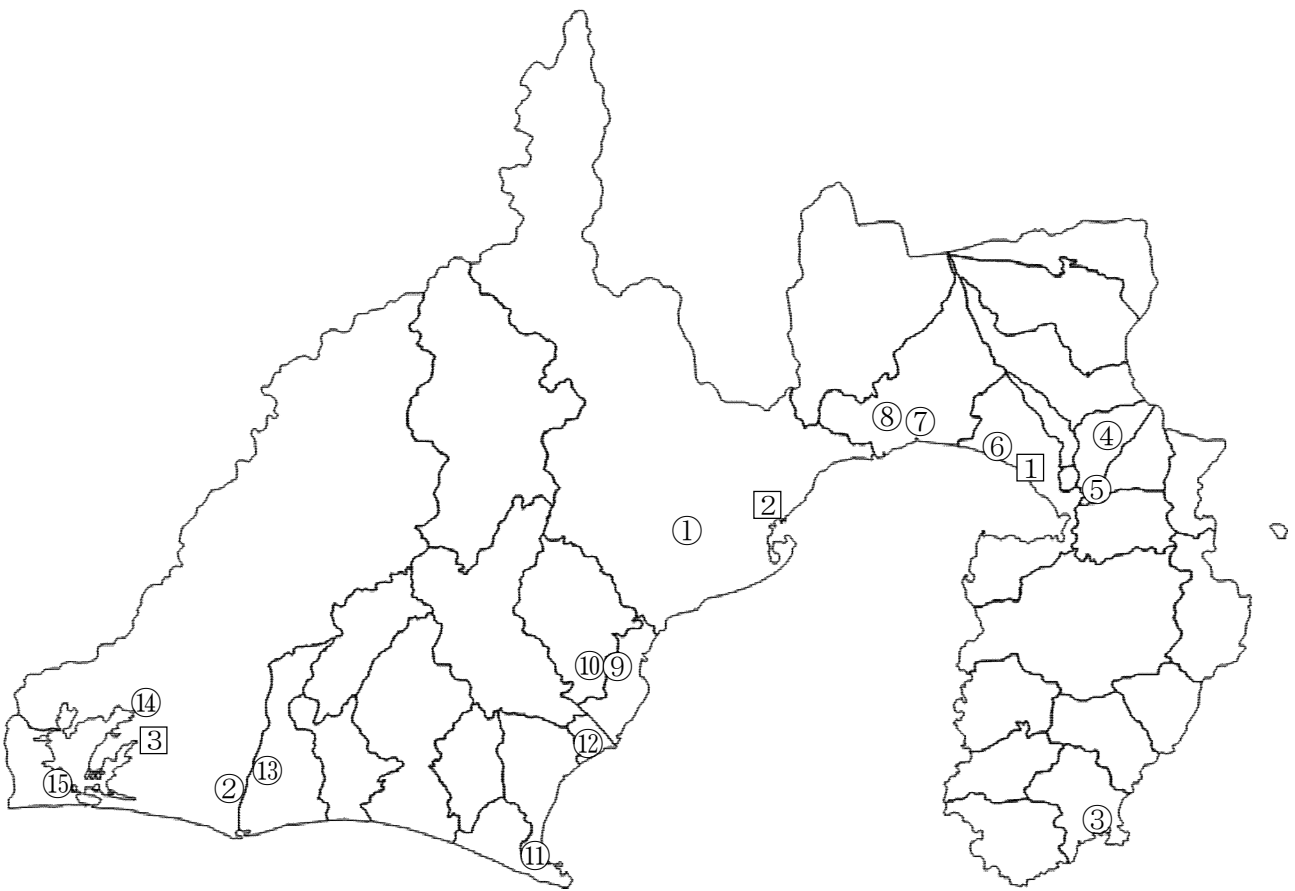
2 花き

(1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 開設者名	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資本 金 (百万 円)	上段：取扱量（千本又は千鉢） 中段：取扱高（百万円） 下段：手数料率（％）					県内産 取扱率 （％） 上： 中： 下：花木	輸入品 取扱率 （％） 上：切花 中：鉢物 下：花木	施設規模（㎡）			仲 卸 業 者	買受人 （ ）内 は常時 再掲
									従業 者数 (人)	切花	鉢物	花木	その他			計	用地	卸売場		
地方	1	〔地〕 静岡県花き園芸 卸売市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒410- 0007) 沼津市西沢 田榎田332	静岡県花き園 芸卸売市場 代表取締役社長 濱島 真	〈055〉 923-1818 924-4118	生花 8:30 園芸 9:00※ 植木 9:30	98	9,657	1,717	6	—	11,380	8.9	7.5	6,905	639	2,871		380 (209)
									1,156	403	8	51	1,618	22.1						
								33	10.0	10.0	10.0	—	—	12.5						
地方	2	〔地〕 するが花き卸売市 場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒424- 0103) 静岡市清水 区尾羽579-1	株するが花き卸 売市場 代表取締役社長 青山 孝好	〈054〉 365-1187 365-5991	9:00	95	24,622	3,853		—	28,475	22.8	15.1	15,178	1,036	6,000	1	413 (231)
									2,611	883		—	3,494	13.4						
								58	10.0	10.0	10.0	—	—	—						
地方	3	〔地〕 横浜松生花地方卸 売市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431- 1103) 浜松市中央 区湖東町 5851-2	横浜松生花地方 卸売市場 代表取締役 山下 哲広	〈053〉 486-3131 486-2261	切花 8:00 園芸 8:30	99	30,070	2,073		—	32,143	16.3	22.8	11,418	2,448	8,052	2	693 (166)
									1,922	461		327	2,710	11.3						
								70	10.0	10.0	10.0	—	—	—						
地方小計								292	64,349	7,643	6	—	71,998	20.3	14.8				3	1,486 (606)
								161	5,689	1,747	8	378	7,822	14.6	9.1					

注：「※」は曜日によってせり開始時刻が異なることを示す。

3 県内卸売市場配置図（青果・花き）



I 青果卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
①	静岡市中央卸売市場	⑨	〔地〕丸や焼津青果
②	浜松市中央卸売市場	⑩	〔地〕藤枝中央青果
③	〔地〕下田青果市場	⑪	〔地〕相良青果市場
④	〔地〕三島青果市場	⑫	〔地〕吉田青果市場
⑤	〔地〕東海青果市場	⑬	〔地〕磐田青果
⑥	〔地〕沼津中央青果	⑭	〔地〕協同組合気賀青果
⑦	岳南富士〔地〕	⑮	〔地〕湖西青果市場
⑧	〔地〕富士青果		

II 花き卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
㊦	〔地〕静岡県花き園芸卸売市場	㊧	〔地〕浜松生花地方卸売市場
㊨	〔地〕するが花き卸売市場		

IV 参 考

- 1 卸売市場法
- 2 卸売市場に関する基本方針
- 3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

○ 卸売市場法(2026年4月1日から施行)

(昭和46年4月3日法律第35号)

最終改正:令和7年10月1日法律第六十九号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条—第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条—第十五条)

第五章 雑則(第十六条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場が食品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。))第二条第一項に規定する食品等をいう。)の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 中央卸売市場

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

(1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等

(2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標

(3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

ニ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(欠格事由)

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 法人でない者
- 二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人
- 四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。
- 二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。
- 2** 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3** 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。
- 二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。
- 三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定（第六条第一項の変更の認定を含む。）又は第十三条第一項の認定（第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（報告及び検査）

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 地方卸売市場

（地方卸売市場の認定）

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

- ニ 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
- イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
- ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
- ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。
 - (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等
 - (2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標
 - (3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの
- ニ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
 - イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
 - ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

- 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
 - ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
 - ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
- 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（準用）

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

（農林水産大臣への報告等）

第十五条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第五章 雑則

（助成）

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であって食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において「認定流通合理化事業活動計画」という。）に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けたものが認定流通合理化事業活動計画に従って当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（都道府県が処理する事務等）

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称したとき。

二 第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条の規定は昭和四十七年四月一日から、第四章(これに係る罰則を含む。)の規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中央卸売市場法の廃止)

第二条 中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(開設区域についての経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第一条第一項の規定により指定されている同項の指定区域は、第七条第一項の規定により指定された中央卸売市場開設区域とみなす。

(既設の中央卸売市場についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下「既設市場」という。)は、第八条の認可を受けて開設された中央卸売市場とみなす。

2 この法律の施行の際現に効力を有する既設市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して九月を経過する日(その日までに次項の規定による申請に対する同項の認可の処分があつた既設市場にあつては、当該認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の規定による申請に対する同項の認可又は認可の拒否の処分がなかつた既設市場にあつては、当該認可又は認可の拒否の処分があつた日(当該認可の処分があつた日後に当該認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日))までは、第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

3 既設市場を開設している地方公共団体は、この法律の施行の日から起算して七月を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、当該既設市場につき第三章の規定に適合する業務規程を定め、農林水産大臣に対し、その認可の申請をしなければならない。

4 第十条(同条第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

5 第三項の認可を受けた業務規程は、第三章の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場の卸売業者についての経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十条の許可を受けて卸売の業務を行なっている者は、第十五条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に他の法人に対する支配関係を持っているときは、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、その旨を開設者を經由して農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、その日までに当該支配関係の全部がなくなつたときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出は、第二十三条第二項後段(これに係る罰則を含む。)の規定の適用については、同項前段の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(地方卸売市場に関する経過措置)

第八条 第四章の規定の施行の際現に地方卸売市場を開設している者又は地方卸売市場において卸売の業務を行なっている者は、同章の規定の施行の日から一年間は、第五十五条又は第五十八条第一項の許可を受けないで、引き続きその業務を行なうことができる。その者がその期間内に第五十五条又は第五十八条第一項の許可の申請をした場合において、許可又は許可の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の処分、手続等についての経過措置)

第九条 附則第四条から前条までに規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令中にこれに相当する規定があるときは、この法律又はこの法律に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

(罰則についての経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第七十二条第一項の規定により国がその費用について補助することができる中央卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十二条第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、地方卸売市場の施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十二条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

卸売市場に関する基本方針

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズへの対応、食品等持続的供給法に係る公表等により高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後に他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoT を始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第 16 条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が流通合理化事業活動計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の 10 分の 4 以内を補助することができる。

第 3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づき、静岡県内の地方卸売市場開設者等が県知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

(認定事項等)

第3条 地方卸売市場における申請書の様式、提出期限等については別表のとおりとする。

(認定申請書)

第4条 法第13条第2項に規定する省令第17条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号とする。

2 前項の申請書には法第13条第3項及び省令第17条第3項で定める書類を添付するものとする。

(事業報告書)

第5条 法第13条第5項第5号の表の五の項（二）に規定する省令第21条第1項の事業報告書の様式は、別記様式第2号とする。

(認定事項の変更に係る認定申請書)

第6条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する省令第25条の申請書の様式は、別記様式第3号とする。

(認定事項の軽微な変更に係る届出書)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項に規定する省令第27条第1項の届出書の様式は、別記様式第4号とする。

(業務の休止又は廃止に係る届出書)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する省令第28条第2項の届

出書の様式は、別記様式第5号とする。

(地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書)

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項に規定する省令第29条の届出書の様式は、別記様式第6号とする。

(運営状況報告書)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項に規定する省令第30条第1項の運営状況報告書の様式は、別記様式第7号とする。

附則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月21日から適用する。

別表

様式	提出期限等	提出先	根拠法令等
認定申請書（別記様式第1号）	認定を受けようとするとき	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第1項 ・省令第17条第1項
事業報告書（別記様式第2号）	事業年度ごとに、卸売業者の決算が総会等において承認されてから90日以内	開設者に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第13条第5項第5号 ・省令第21条第1項
変更に係る認定申請書（別記様式第3号）	認定を受けた事項について変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条で準用する法第6条第1項 ・省令第25条第1項
認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第4号）	<p>認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日から7日以内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設者の名称、住所、代表者の氏名（開設者の変更を伴うものを除く） 2 卸売市場の名称 3 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの 4 取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 5 卸売市場の業務の運営体制に関する事項の変更のうち、開設者の組織の人員の増加又は10%未満の減少 6 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 7 卸売市場の業務の卸売業者に関する事項（卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く） 8 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 9 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。） <p>休止又は廃止の日の30日前まで</p>	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条で準用する法第6条第2項 ・省令第27条第1項 <p>※3から9は、運営状況報告書に変更した事項を記載することで届出書を省略することができる。</p>
業務の休止又は廃止に係る届出書（別記様式第5号）	休止又は廃止の日の30日前まで	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条で準用する法第7条 ・省令第28条第2項
地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書（別記様式第6号）	中央卸売市場の認定申請後速やかに	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条で準用する法第8条第2項 ・省令第29条
運営状況報告書（別記様式第7号）	事業年度ごとに、卸売業者から事業報告書の提出を受けてから30日以内	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・法第14条で準用する法第12条第1項 ・省令第30条第1項

静岡県卸売市場関係資料(令和6年度 青果・花き編)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 農業戦略課 農業戦略班

電 話 : 054-221-3611 F A X : 054-221-2839